

令和4年6月10日

ポーランド共和国に対する人道支援寄附金の送金（第2回）について

本市では、令和4年4月14日から同年6月30日までを受付期間として、ポーランド共和国に対する人道支援寄附金口座を開設し、寄附金を受け付けているところですが、第2回送金分として、寄附金2,101,220円を、下記により、ポーランド共和国の避難民救援活動を支援している団体の寄附金口座に送金しました。

また、現在のウクライナ情勢を踏まえ、口座開設期間を9月30日まで延長します。

記

1 第2回送金日

令和4年6月10日（金）

2 第2回送金額

2,101,220円（令和4年5月1日から5月31日までの受付分）

※ 第1回、第2回送金額の合計は、6,783,640円となります。

第1回送金（5月17日）	4,682,420円
第2回送金（6月10日）	2,101,220円
合計	6,783,640円

3 送金先

駐日ポーランド共和国大使館から寄附先として紹介された、ポーランド共和国の避難民救援活動を支援している社会福祉法人福田会の寄附金口座

4 寄附金口座開設期間現行：令和4年4月14日から同年6月30日まで延長後：令和4年4月14日から同年9月30日まで**5 今後の予定**

今後の入金状況を踏まえ、次回の送金時期を検討します。

〔問い合わせ〕
総務部市長公室
次長兼室長 櫻 節郎
TEL：0220-22-2090（直通）